

## 裁判官の技術的事項に関する知見の取得と調査官の活用の実情

15年2月28日

東京地方裁判所 飯村 敏明

### 第1 知財訴訟における裁判官の技術に関する知見の取得方法

#### 1 民事訴訟法の原則等からの制約

##### (1) 当事者主義又は弁論主義等の要請

当事者の主張しない事実に基づいて判断できない。

##### (2) 職権探知主義の排除

当事者が提出しない証拠資料を探し出すことはない。

裁判官の私的な知識（私知）の排除

ただし，一般文献を参照することは，特別の事情がない限り許される。

##### (3) 主張と立証の峻別

主張（主張段階では真偽不明） 立証の目標，立証の課題

立証漏れが存在

##### (4) 迅速審理との関係

時間制限

計画審理

時機に後れた攻撃・防御方法の却下

##### (5) 小括

当事者が，勝訴するために必要な資料を提出しない以上，敗訴を免れない。

当事者が，裁判所を理解させるための努力をしない以上，敗訴する場合があります（主張，立証両面）。

裁判所は，公正・中立な立場で望む。

後見的な立場で審理をすることは許されない。

裁判所の求釈明の権限も限界がある。

実体的真実の追究のみが目的でない（強いて言えば手続的真実）。

## 2 技術的事項の獲得方法

### (1) 方法と活用頻度

#### ア 方法

##### 書面（書証）

##### 意見書（いわゆる鑑定書）

当事者側が提出。

訴訟提起後に作成された資料

##### 一般文献

訴訟提起の関係なく作成された資料

##### 共同実験ないし共同検証

いわゆる実験合戦を収束させるため共同で実施  
専門機関に依頼する実験を含む。

##### 公証人の活用

結果は書証で提出

##### 訴訟代理人（当事者，職員を含む。）の行う技術説明

口頭弁論期日，弁論準備期日の活動の一環

後日，書証や検証物として提出。

##### 鑑定人尋問

口頭鑑定を含む。

##### 専門家証人調べ

#### イ 活用頻度

，が多い。

は，特殊な事件において行うが，価値は高い。

，は，実施する例が少ない。

### (2) 調査官の役割

#### ア 性格（民事訴訟法の原則に由来する制約）

すべて，当事者が手続の中で提出した訴訟資料（立証資料）。

調査官由来の情報は存在しない。

書証，実験結果その他の訴訟資料の記載内容を前提として，裁判官  
の理解を補助。

#### イ オリエンテーションの実施

民事訴訟の原則の理解と職権調査の排除

通達と法律との関係

## 第2 訴訟手続における調査官の関与

### (1) 平成10年ころから実施された迅速審理との関係

#### ア 手続の概要

初回のみ口头弁論期日

第2回以降の弁論準備期日

##### a 目的物の特定

##### b 侵害論

技術的範囲の確定(クレーム解釈)と対象製品との対比

無効理由の存否

実験合戦

当事者の一方からの実験

他方当事者の追試・・・

共同実験

##### c 損害論

#### イ 究極的な解決を目指すための早期の心証開示

第3回～第4回目ころに暫定的な心証を形成する。

この段階の心証は裁判官が形成。

心証を前提とした紛争解決への試み

#### ウ 調査官の手続への関与

- ・ 調査業務に専念してもらうための方策として、効率的審理を実施。

期日への立会状況

##### a 初回の口头弁論期日

##### b 弁論準備期日

##### c 和解期日

##### d 証人調べ期日

暫定的な心証形成のための技術的事項の確認

共同実験の実験条件の設定

日常的な意思疎通を図る(担当者に限らない。)

調査報告マニュアル、指針等もない。

### (2) 合議体の評議との関係

#### ア 評議の特徴

裁判官だけで、全責任を負って、評議をする。

原則として、1回で結論(争点ごとに)を出し、特別の事情のない

限り、2度目、3度目の合議は実施しない。

裁判官同士，自由に意見（反対論もあえて検討）を述べる。  
評議は，時間無制限で実施するが，結論が出れば，その時点で終了。  
争点ごとに評議し，結論一般を評議の対象としない。  
判決理由を記載する場合の論理，順序，内容，問題点の指摘等に関しても，合議の対象にする。

イ 調査官への依頼

判断を誤らないための専門的観点からの検討  
その前提として，適宜，技術的事項の説明を受ける。  
事件の性格により，詳細な場合もあるし，簡略な場合もある。

第3 調査報告の状況

(1) 形態

あらゆる形態が存在する。

(2) 実例

ア 口頭による意見聴取

お互いの信頼関係の中で，自由な意見を聴取する。  
担当事件の調査官に限らない。  
このような参考意見は，合議体以外の他の裁判官から聴取する例もある。

イ 日常活動的（ルーティンワーク）な聴取

ウ メモ利用

エ 文献等活用

オ 用語説明

カ 個別報告

キ 全体報告

以 上